◇東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二七号）（財務省）

1　復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、適用控除対象特定新規株式の取得価額から控除される適用対象額の限度額を租税特別措置法施行令の規定による特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例における引下げ前の限度額とすることとした。（第一五条の三関係）

2　再投資等準備金制度における損金算入額の限度となる所得金額の計算方法について所要の整備を行うこととした。（第一八条の三及び第二三条の三関係）

3　被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例について、東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等の製造者が事業譲渡を行った場合において、当該事業譲渡により清酒等の製造業を承継した譲受者があるときは、当該譲受者を当該清酒等の製造者とみなして、本特例を適用することとした。（第三四条関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、令和二年四月一日から施行することとした。

◇関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一二八号）（財務省）

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととした。

㈠　国際基幹航路に就航する外国貿易船の船長が税関に提出する書面に係る手続及び記載事項を定めることとした。（関税法施行令附則第三項及び第四項関係）

㈡　自動車安全部品用イグナイターの基本税率を無税とすることに伴い、軽減税率の適用について手続を要する貨物として指定するとともに、対象となる自動車安全部品を指定することとした。（関税定率法施行令第五七条等関係）

㈢　とん税及び特別とん税の特例措置の対象となる国際基幹航路及び国際戦略港湾を定めることとした。（とん税法施行令附則第四項及び第五項並びに特別とん税法施行令附則第二項及び第三項関係）

㈣　牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置に関し、措置しないことに伴い、輸入数量の算出方法について、所要の規定の整備を行うこととした。（関税暫定措置法施行令第一〇条の四等関係）

㈤　特別緊急関税制度に関し、適用年度の更新に伴い、輸入数量の算出方法について、所要の規定の整備を行うこととした。（関税暫定措置法施行令第一四条関係）

2　入港届の提出を要しない外国往来船等として、自衛隊の船舶等を追加することとした。（関税法施行令第一三条の三関係）

3　関税割当制度の適用を受ける物品につき令和二年度又は同年度上期の関税割当数量を規定することとした。（関税割当制度に関する政令別表関係）

4　輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する電子情報処理組織を使用して行うことができる業務を追加することとした。（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表等関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、令和二年四月一日から施行することとした。

◇公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第一二九号）（文部科学省）

1　介護補償の額を引き上げることとした。（第六条の二第二項関係）

2　障害補償年金前払一時金が支給された場合における障害補償年金の支給停止期間の算定等に用いる利率を事故発生日における法定利率とすることとした。（附則第一条の三第五項及び第六項関係）

3　休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げることとした。（別表関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、令和二年四月一日から施行することとした。

◇電気事業法施行令及び電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令の一部を改正する政令（政令第一三〇号）（経済産業省）

一　電気事業法施行令の一部改正関係

一般送配電事業者の兼業の制限に関する報告の徴収等の経済産業大臣の権限を電力・ガス取引監視等委員会に委任する等の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

二　電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令の一部改正関係

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二七年法律第四七号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一三一号）（環境省）

1　公害健康被害の補償等に関する法律（以下「法」という。）第四〇条第一項に基づく療養手当の額を、三万七、二〇〇円等に改めることとした。（第二三条関係）

2　法第四一条第一項に基づく葬祭料の額を、六八万三、〇〇〇円に改めることとした。（第二四条関係）

3　法第五四条第二項第一号のばい煙に含まれる対象物質の単位排出量当たりの賦課金額を、四九円一銭に改めることとした。（第三四条第一号関係）

4　法第五四条第二項第二号のばい煙に含まれる対象物質の単位排出量当たりの賦課金額を、一、九〇〇円二六銭等に改めることとした。（第三四条第二号及び別表第五関係）

5　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一三二号）（厚生労働省）

1　負担調整基準率に係る概算負担調整基準超過保険者の割合

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる概算負担調整基準超過保険者の割合を一〇〇分の六・〇三とすることとした。（第一条の五関係）

2　特別負担調整基準率に係る特別概算負担調整基準超過保険者の割合

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して過大となる部分を算定する際の基準となる特別概算負担調整基準超過保険者の割合を一〇〇分の七・六四とすることとした。（第一条の六関係）

3　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇令和二年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（政令第一三三号）（厚生労働省）

1　調整対象給付費見込額に係る率

前期高齢者給付費等が著しく高い保険者について前期高齢者加入率による調整の対象から除外する部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の一五六とすることとした。（第一条関係）

2　前期高齢者加入率の下限割合

前期高齢者加入率が全国平均よりも著しく低い保険者の前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の算定に係る前期高齢者加入率の下限となる割合を一〇〇分の一とすることとした。（第二条関係）

3　負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率を、一〇〇分の五〇・〇四・三五二とすることとした。（第三条関係）

4　特別負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して過大となる部分を算定する際の基準となる率を、一〇〇分の五〇・〇五五一一とすることとした。（第四条関係）

5　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。